

## 徳島県総合計画審議会部会設置規程

## (設置)

第一条 徳島県総合計画審議会設置条例（平成2年徳島県条例第10号）第6条の規定に基づき、徳島県総合計画審議会に新未来創造部会（以下「新未来部会」という。）及び若者クリエイト部会（以下「若者部会」という。）を置く。

## (組織)

第二条 新未来部会は、委員及び専門委員をもって組織し、その定数は14人以内とする。  
2 若者部会は、原則40歳未満の委員及び専門委員をもって組織し、その定数は10人以内とする。  
3 新未来部会及び若者部会に属する委員及び専門委員は会長が指名する。

## (部会長及び副部会長)

第三条 新未来部会及び若者部会に、部会長を置き、会長が指名する。  
2 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を会長に報告するものとする。  
3 部会に副部会長を置き、部会長が指名する。  
4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (分掌)

第四条 新未来部会は、徳島県の総合計画（以下「計画」という。）に関し、次に掲げる事項について調査検討する。  
一 計画の推進方策に関すること。  
二 その他、計画推進上必要な事項に関すること。  
三 新たな県政運営指針となる計画の策定上必要な事項に関すること。  
2 若者部会は、県政運営に対する若者の自由な発想による政策の提言等について調査検討する。

## (会議)

第五条 新未来部会及び若者部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。  
2 新未来部会及び若者部会の会議は、部会に属する委員及び専門委員の総数の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

## (雑則)

第六条 この規程に定めるもののほか、新未来部会及び若者部会の運営その他新未来部会及び若者部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成17年2月18日から施行する。  
この規程は、平成19年7月9日から施行する。  
この規程は、平成22年5月31日から施行する。  
この規程は、平成23年12月2日から施行する。  
この規程は、平成24年12月5日から施行する。  
この規程は、平成26年4月7日から施行する。  
この規程は、平成27年12月2日から施行する。